

岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領

(平成14年8月27日建政第1015号)

(目的)

第1 この要領は、岐阜県建設工事入札参加資格者の等級格付の一層の適正性と透明性を確保するため、各業者の主観的事項審査を行い、入札参加資格者の格付等に反映させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(主観的事項の審査及び評価方法)

第2 主観的事項の審査は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に毎年1月現在登載されている者及び新たに登載を希望する者で、登録する業種区分が建設業法別表第1上欄の建設工事29業種に該当するものを対象として、別表に掲げる項目について行う。

2 主観的事項の評価は、別表の左欄に掲げる項目ごとに定める同表の右欄の評価基準に基づき算出した数値の合計（以下「主観点数」という。）により行う。

3 主観点数は、申請に基づき評価する。ただし、別表主観点数評価基準の表⑩－3（消防団員の雇用については除く。）及び4、並びに⑪から⑬までの各項目については、県が保有する資料に基づき評価する。

(主観的事項の受審)

第3 県が保有する資料に基づき評価する項目以外の項目の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査主観的事項審査申請書（様式1）に必要な書類を添えて、知事の指定する者に対し提出しなければならない。

2 前項の審査資料の提出期限は、別に定める。

(審査及び承認)

第4 主観点数の審査は技術検査課が行い、審査結果について岐阜県建設工事入札参加資格委員会県土整備部会の承認を得るものとする。

(主観的事項の審査結果)

第5 主観的事項の審査結果は、資格者名簿と併せて公表する。

(有効期間)

第6 主観点数は、4月に作成する資格者名簿から適用し、有効期間は翌年度4月に新たな資格者名簿が作成される前日までとする。ただし、新たに登載を希望する者にあつては、資格者名簿に登載された日から翌年度4月に新たな資格者名簿が作成される前日までとする。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年 8月27日から施行する。

2 平成14年度の申請は、第4の規定にかかわらず平成14年9月20日までとする。

3 令和3年度に行う主観的事項審査に係る別表の規定の適用については、別表主観点数評価基準の表⑦1の項中「前年の1月1日から12月31日まで」を「前々年の1月1日から前年の12月31日まで」とする。

4 令和4年度に行う主観的事項審査に係る別表の規定の適用については、別表主観点数評価基準の表⑦1の項中「前年の1月1日から12月31日まで」を「2019年1月1日から2021年12月31日まで」とする。

5 令和5年度に行う主観的事項審査に係る別表の規定の適用については、別表主観点数評価基準の表⑦1の項中「前年の1月1日から12月31日まで」を「2021年1月1日から2022年12月31日まで」とする。

附 則

この要領は、平成18年 1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に別表主観点数評価基準の表⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況の項評価基準の欄に規定する「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」又は「岐阜県子育て支援企業登録制度」の登録を受けた場合は、タイプⅡに限り評価対象とする。

附 則

この要領は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

別表

○ 主観点数評価基準

評 価 項 目	評 価 基 準
① ISO認証取得	○ 前年の12月31日現在、ISO9001を認証取得している県内に本店を有する事業者（以下、「県内業者」という。）に5点、ISO14001を認証取得している県内業者に5点加点する。
② 建設人材育成への取組状況	○ 県内業者で、前年の12月31日現在、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の「ゴールドランク」に認定されている場合に20点、「シルバーランク」に認定されている場合に15点、「ブロンズランク」に認定されている場合に10点、「岐阜県建設人材育成企業」に登録されている場合に5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
③ SDGsの達成に向けた取組状況	○ 県内業者で、前年の12月31日現在、「ぎふSDGs推進パートナー制度」の「プラチナパートナー」に認証されている場合に10点、「ゴールドパートナー」に登録されている場合に8点、「シルバーパートナー」に登録されている場合に5点加点する。ただし重複しての加点は行わない。
④ 脱炭素社会ぎふへの取組状況	○ 県内業者で、前年の12月31日現在、「Gークレジットの森・応援パートナー登録制度」に登録され、前年の1月1日から12月31日までの間に、Gークレジットを5t-CO2以上購入した場合に10点加点する。
⑤ 環境配慮状況	○ 前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している県内業者に1名につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
⑥ 障がい者雇用状況	○ 前年の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている県内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している県内業者に10点加点する。
⑦ 建設機械保有状況	○ 前々年の10月1日から前年の9月30日までの間の決算で、固定資産「機械・運搬具」の残存価格が1千万円以上ある県内業者に、1千万円毎に1点加点する。ただし、1事業者10点を限度とする。
⑧ 協業化・合併の実績	○ 前年の12月31日から過去10年間に於いて、協業組合を設立又は、合併した県内業者に10点加点する。
⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	○ 県内業者で、前年の12月31日現在、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」（旧「岐阜県子育て支援エクセレント企業認定制度」を含む。）に認定されている場合に10点、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」に登録されている場合に5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。

評価項目	評価基準												
⑩ 地域社会への貢献度													
1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、岐阜県内において地域社会への貢献度が高いと認められる以下のいずれかのボランティア活動を定期的に行った県内業者に10点加点する。 ①ぎふ・ロード・プレーヤー ②清流の国ぎふリバーサポーター ③その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動（ただし、岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催・共催・後援となる活動に限る。）												
2 災害時応援協力状況	○ 前年の12月31日現在、岐阜県地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、岐阜県又は岐阜県内の市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」に参加している県内業者に30点加点する。 ○ 前年の12月31日現在、岐阜県被災建築物応急危険度判定士である常勤の役員又は使用人が在籍している県内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。												
3 消防団協力活動状況	○ 前年の12月31日から過去5年間に於いて、社会貢献事業所感謝状を受賞した県内業者に10点加点する。 ○ 前年の12月31日現在、岐阜県内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している県内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。												
4 除雪等協力活動状況	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、岐阜県管理道路の除排雪業務委託契約を締結した県内業者に下表のとおり最高30点加点する。 なお、協同組合との契約の際は、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。 <table><tr><th>契約距離</th><th>除雪契約</th><th>凍結防止剤散布契約</th></tr><tr><td>0kmを超え 5km以内</td><td>5点</td><td>5点</td></tr><tr><td>5kmを超え10km以内</td><td>10点</td><td>10点</td></tr><tr><td>10kmを超える</td><td>15点</td><td>15点</td></tr></table>	契約距離	除雪契約	凍結防止剤散布契約	0kmを超え 5km以内	5点	5点	5kmを超え10km以内	10点	10点	10kmを超える	15点	15点
契約距離	除雪契約	凍結防止剤散布契約											
0kmを超え 5km以内	5点	5点											
5kmを超え10km以内	10点	10点											
10kmを超える	15点	15点											
⑪ 工事成績	○ 前々年の1月1日から前年12月31日までに完成検査に合格した農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注した工事の平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点し、加点の上限を100点とする。 71点以上の場合 1点につき6点加点 65点未満の場合 1点につき6点減点												
⑫ 入札参加資格停止	○ 前年の1月1日から12月31日までの間に、岐阜県より入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。 <table><tr><th>資格停止期間</th><th>減点</th></tr><tr><td>1月以内</td><td>件数×(-10)点</td></tr><tr><td>1月を超え2月以内</td><td>件数×(-20)点</td></tr><tr><td>2月を超え4月以内</td><td>件数×(-30)点</td></tr><tr><td>4月を超え6月以内</td><td>件数×(-40)点</td></tr><tr><td>6月を超える</td><td>件数×(-50)点</td></tr></table>	資格停止期間	減点	1月以内	件数×(-10)点	1月を超え2月以内	件数×(-20)点	2月を超え4月以内	件数×(-30)点	4月を超え6月以内	件数×(-40)点	6月を超える	件数×(-50)点
資格停止期間	減点												
1月以内	件数×(-10)点												
1月を超え2月以内	件数×(-20)点												
2月を超え4月以内	件数×(-30)点												
4月を超え6月以内	件数×(-40)点												
6月を超える	件数×(-50)点												

⑬ 優良工事表彰実績	○ 前年の１月１日から１２月３１日までの間に、農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部より優良工事施工者表彰を受賞した県内業者に２０点加点する。
------------	--

○ 添付書類

評価項目	添付書類
① ISO認証取得	・（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証の写し（登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること）
② 建設人材育成への取組状況	・「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証」又は「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」の写し
③ SDGsの達成に向けた取組状況	・「ぎふSDGs推進パートナー認証書」又は「ぎふSDGs推進パートナー登録証」の写し
④ 脱炭素社会ぎふへの取組状況	・「G-クレジットの森・応援パートナー登録証」及び「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の写し
⑤ 環境配慮状況	・「自然工法管理士認定証」の写し、「岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定書」の写し又は（一財）日本緑化センターが発行する「樹木医認定証」若しくは「樹木医登録証」の写し
⑥ 障がい者雇用状況	・「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務がある事業者のうち、法定雇用率を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写し ・同法に基づく報告義務のない事業者のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあつては、別紙様式（障がい者雇用状況申告書）
⑦ 建設機械保有状況	・固定資産「機械・運搬具」の残存価格が確認できる書類（貸借対照表等）の写し
⑧ 協業化・合併の実績	・協業組合の設立又は合併の実績が確認できる書類（現在事項全部証明書等）の写し
⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」若しくは「岐阜県子育て支援エクセレント企業認定証」又は「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」の写し

評 価 項 目	添 付 書 類
⑩ 地域社会への貢献度	
1 ボランティア活動等への参加	・ 活動内容・実施団体・活動時期が確認できる書類（主催者の証明書等や活動時の写真等）
2 災害時応援協力状況	・ 協定に参加していることが確認できる書類（協定書の写し等） ・ 所属する団体が協定に参加している場合にあっては、団体に所属していることが確認できる書類 ・ 岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し
3 消防団協力活動状況	・ 岐阜県内の消防団に所属する消防団員であることが確認できる書類（任命書、在団証明の写し等）

別紙様式

障がい者雇用状況申告書

年 月 日

岐阜県知事 様

商号又は名称
代表者職氏名

障がい者の雇用状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況報告義務はありません。
- 2 常勤の在籍している障がい者数は 人です。

以上

注

- ① この申告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者の雇用状況報告義務がなく、主観点数における加点を希望する事業者のみ提出してください。
- ② 同法に基づく障がい者の雇用状況報告義務があり、加点を希望する事業者は、本書ではなく、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- ③ 常勤の在籍している障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である役員又は使用人の人数を記入してください。